近江八幡市告示第２５６号

近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き協働発行に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 ８ 年 ８ 月２５日

近江八幡市長　徳　永　　久　志

近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き協働発行に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険利用の手引き発行について、近江八幡市広告事業実施要綱（平成２２年近江八幡市告示第５５号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　介護保険利用の手引き　近江八幡市の介護保険被保険者等が介護保険サービスを利用しようとする際に必要な手続き等についての情報提供を目的とした冊子であって、広告が掲載されたものをいう。

⑵　作成　介護保険利用の手引き（掲載する広告を含む。）のデザインの立案から印刷及び製本までの一連の作業をいう。

⑶　広告主　介護保険利用の手引きに広告を掲載しようとする者をいう。

⑷　協働発行事業者　広告主の募集及び作成を行い、市に介護保険利用の手引きを納入する者をいう。

（協働発行の実施方法）

第３条　協働発行は、協働発行事業者が掲載広告により得られる広告収入により介護保険利用の手引きの作成を行い、市が協働発行事業者から無償で当該介護保険利用の手引きの提供を受けることにより実施する。

（配布の範囲）

第４条　市長は、提供を受けた介護保険利用の手引きを、近江八幡市役所、安土町総合支所、市内の地域包括支援センター等の関係施設において配布するとともに、その他市長が適当と認める場合において配布する。

（配布期間）

第５条　介護保険利用の手引きの配布期間は、別に定める近江八幡市介護保険利用の手引き協働発行事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、配布期間を変更することができる。

（作成の留意事項）

第６条　協働発行事業者は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の内容を推奨している等の誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。

２　協働発行事業者は、市の業務内容等を介護保険利用の手引きに掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

３　協働発行事業者は、介護保険利用の手引きの作成に当たっては、記載する広告の内容、色、形状等の仕様について、あらかじめ市長と協議し、承認を受けなければならない。

４　協働発行事業者は、介護保険利用の手引きの数量並びに納品の時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

（介護保険利用の手引きの仕様）

第７条　介護保険利用の手引きの仕様は、募集要項で定める。

（広告主の優先順位）

第８条　協働発行事業者は、次に掲げる広告主による広告を優先して掲載するものとする。

⑴　国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

⑵　民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの

（広告内容）

第９条　介護保険利用の手引きに掲載できる広告は、実施要綱第３条及び別に定める近江八幡市広告事業掲載基準に規定する要件を満たすものであって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

⑴　市の窓口業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

⑵　広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

⑶　市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

⑷　暴力団その他の非合法組織若しくはそれらの関連企業又は前身が非合法組織であった企業の広告

⑸　その他市長が適当でないと認めるもの

（募集及び応募方法）

第１０条　市長は、協働発行事業者を市のホームページにおいて公募するものとする。

２　市長は、前項の規定による公募を行おうとするときは、その募集の期間、応募方法その他必要な事項について募集要項で定めるものとする。

（審査及び決定）

第１１条　市長は、前条に規定する公募に対する応募があったときは、次条に定める近江八幡市広告入り介護保険利用の手引き選定審査会（以下「選定審査会」という。）の審査により総合的に判断し、協働発行事業者を決定する。

（選定審査会）

第１２条　前条の審査及び決定のため、選定審査会を設置する。

２　選定審査会は、福祉保険部長、高齢者福祉所管課長、健康推進所管課長及び障がい者福祉所管課長をもって組織する。

３　委員会に委員長を置き、福祉保険部長をもってこれに充てる。

４　選定委員会の審査、運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

（協定の締結）

第１３条　市長は、第１１条の規定により協働発行事業者を決定したときは、介護保険利用の手引きの発行に関し当該協働発行事業者との間で契約書又は協定書を取り交わさなければならない。

２　協定の締結に要する費用は、協働発行事業者が負担するものとする。

（発行の取りやめ）

第１４条　協働発行事業者は、介護保険利用の手引きの発行を取りやめようとするときは、市長にその理由を明らかにして届け出なければならない。

２　前項の規定による届出があったときは、発行に要した費用は、協働発行事業者が負担するものとする。

（苦情処理等）

第１５条　協働発行事業者は、介護保険利用の手引きの行政情報以外の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかな解決に努めなければならない。

２　協働発行事業者は、介護保険利用の手引きに広告を掲載した者及び広告内容に問題が生じた場合は、速やかに文書により市に報告するとともに、介護保険利用の手引きを可能な限り回収し、代替の介護保険利用の手引きを市に提供しなければならない。

（中止）

第１６条　市長は、納入された介護保険利用の手引きを市民等に配布することが不適切と認めたときは、配布を中止することができる。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、介護保険利用の手引きの発行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、告示の日から施行する。